

農耕作業用トレーラが軽自動車税(種別割)の対象となりました

農耕用トラクタにけん引され、肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫、運搬などを行う「農耕作業用トレーラ(けん引式農作業機)」が、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されました。

これにより、小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」については、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

※ 大型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」については、これまでと同じ、償却資産として固定資産税の課税対象です。

「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車の場合

「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車に該当する場合(裏面参照)、けん引する農耕用トラクタとは別に、

「農耕作業用トレーラ」にも新しいナンバープレートが必要です。

公道走行の有無に関わらず、所有していることで軽自動車税(種別割)の課税対象(地方税法443条)となり、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

新しく取得したものとナンバープレートが付いていない車両がありましたら、由利本荘市役所税務課または各総合支所市民サービス課の窓口でお手続きください。

☆ ナンバープレートの交付申請手続きに必要なもの

- 所有者・使用者の印鑑
- 譲渡証明書 もしくは 販売証明書
- 車両情報(車名、車台番号、排気量など)が確認できるもの(販売証明書など)

※ ナンバープレートの交付手数料は無料です。

証明書がない場合は
税務課(24-6302)まで
ご連絡ください。

○公道走行について

「農耕作業用トレーラ」が、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されたことにより、農耕用トラクタで農耕作業用トレーラをけん引して公道走行ができるようになりました。

公道走行をする場合、「農耕作業用トレーラ」は農耕用トラクタとは別の車両として扱われ、**保安基準や構造条件などの一定の条件を満たす必要**があります。詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。

● 農林水産省「作業機付きトラクターの公道走行について」

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)

○種別要件

「農耕作業用トレーラ」は自走しないため、けん引する自動車（農耕用トラクタ）の最高速度で種別が決まります。次の表を参考に、「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車・大型特殊自動車のどちらに該当するかご確認ください。

農耕作業用トレーラの種別	小型特殊自動車	大型特殊自動車
けん引する自動車（農耕用トラクタ）の最高速度	35 km/h未満	35 km/h以上
大きさ（長さ・幅・高さ）	制限なし	制限なし
課税対象	軽自動車税（種別割） 税額 2,400円	固定資産税〔償却資産〕 ※償却資産の申告が必要です
ナンバープレート	由利本荘市ナンバーの交付	秋田ナンバーの交付
ナンバープレートの交付	由利本荘市税務課 TEL0184-24-6302	秋田運輸支局（陸運局） TEL018-863-5811

【農耕作業用トレーラが小型特殊自動車の場合】

軽自動車税（種別割）の課税対象となるため、**由利本荘市ナンバーの取得**が必要です。公道走行や使用の有無に関わらず、所有していることで課税対象となります。

農耕作業用トレーラ、トレーラをけん引する農耕用トラクタの**両方**に由利本荘市ナンバーが必要です。

※ 詳細は表面をご確認ください。

【農耕作業用トレーラが大型特殊自動車の場合】

固定資産税〔償却資産〕の課税対象となるため、**償却資産の申告**が必要です。運輸支局への登録の有無に関わらず、償却資産の申告対象となります。

公道走行をする場合は、農耕作業用トレーラ、トレーラをけん引する農耕用トラクタの**両方**に秋田ナンバーが必要です。

【お問い合わせ先】

- ・ 軽自動車税（種別割）について 税務課 住民税班 TEL0184-24-6302
- ・ 固定資産税〔償却資産〕について 税務課 資産税班 TEL0184-24-6305